医療法に基づく医療安全対策の推進について

１　医療機関に求められる対策について

○医療法：第６条の１０[病院等の管理者の責務]

　病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

○医療法施行規則：第１の１１第１項第１号～４号

　・医療に係る安全管理のための指針を整備すること。

　・医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。

　・医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。

　・医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

○関連通知

医政局長通知（平成　年

主な項目を抜粋

２　医療安全対策を推進する地方自治体の役割

○医療法：第６条

○医療法施行規則：第１の１１第１項第１号～４号

○関連通知

医政局長通知（平成年

主な項目を抜粋